

平成29年度 北区感謝状贈呈 概要（案）

1 趣旨

地道な活動や人目につかない分野であっても、地域社会の発展や保健衛生・社会福祉の増進などに尽力され、北区民の人心に刺激と明朗感を与えている個人・団体に対して感謝状を贈呈し、その功績をたたえるもの。

2 贈呈候補者

(1) 対象者 永年（個人5年、団体10年程度）にわたる社会奉仕、自治会・町内会活動、保健衛生指導、障がい者や要支援者等の援助など福祉的模範行為、公共施設の維持管理等を行っている方・団体。（ただし、過去において、同一の分野で市長の表彰を受けたことのある個人・団体は除く。）

(2) 基準日 平成29年7月1日

(3) 推薦依頼 北区内各コミュニティ協議会
1件（個人1名または1団体）

(4) 推薦基準 別紙のとおり

※自治会長・民生委員活動を贈呈理由とするものについては、両職とも在任10年で市長による永年表彰制度があるため、現職は除外いたします。

(5) 被贈呈者の決定（審査会）

・被贈呈候補者として推薦されたものを北区長、北区副区長、北区地域課長、北区区民生活課長、北区健康福祉課長、北区建設課長、北区産業振興課長、北区総務課長をもって構成する審査会にて審査します。

3 贈呈式

(1) 開催日 平成29年11月30日（木）
「北区感謝状贈呈式」にて贈呈
（「北区自治会長・町内会長に感謝の集い」と同時開催予定）

(2) 贈呈 感謝状及び記念品

4 スケジュール（予定）

平成29年	9月初旬	コミュニティ協議会へ候補者の推薦依頼
	10月初旬	推薦締切
	10月中旬	審査会開催・被贈呈者決定
	11月30日	贈呈式にて贈呈

新潟市北区における感謝状贈呈に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、北区の発展のために功労のあったものに対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について北区長が審査会に諮って行う。ただし、過去において、同一の理由で新潟市表彰条例（昭和38年新潟市条例第8号）、その他の条例、規則又は要綱に基づく市長の表彰を受けたことのある個人又は団体については、贈呈しない。

- （1） 地域社会の発展に尽くしたもの
- （2） 保健衛生又は社会福祉の増進に尽くしたもの
- （3） 道路、河川、港湾、公園その他公共施設の設置又は維持管理に尽くしたもの
- （4） 前各号に掲げるもののほか、特に感謝状を贈呈することが必要と認められるもの

（審査会）

第3条 感謝状の被贈呈者を決定するため、審査会を設置する。

- 2 審査会の委員は、北区長、北区副区長、北区地域課長、北区区民生活課長、北区健康福祉課長、北区産業振興課長、北区建設課長、北区総務課長をもって充てる。

（贈呈時期等）

第4条 感謝状の贈呈は、年1回行うものとする。ただし、被贈呈者がいない場合はこの限りでない。

（贈呈方法）

第5条 感謝状は、北区長が贈呈するものとする。

（記録及び公表）

第6条 感謝状の被贈呈者の功績を記録するため感謝状原簿を備える。

- 2 感謝状原簿には、感謝状の被贈呈者の氏名その他必要な事項を記録し公表するものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は北区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

参 考

新潟市北区における感謝状贈呈に関する要綱に基づく推薦基準（参考）（案）

要綱第2条の規定による、施行細則第2条1項1号の贈呈基準「功労の基準については、具体的業績に、営利性、宣伝性がなく、地道な活動や人目に付かない分野であっても、北区民の人心に刺激と明朗感を与え、その活躍及び価値が認められるもの」とは、以下の推薦基準を参考として、北区各コミュニティ協議会から被贈呈者の推薦を受けることとする。推薦に基づき被贈呈者候補を要綱第3条の審査会に諮り感謝状贈呈者を決定する。

条項	条項内容	推薦基準	具体例	例えば
1	地域社会の発展に尽くしたもの	◎永年(個人 5 年,団体 10 年程度)にわたる社会奉仕, 自治会・町内会活動	◎自治会等でのボランティア活動 ◎防犯・交通事故防止・防災などの活動者・団体	・自治会・町内会活動に多大な貢献をしている人・団体 ・地域の防犯・防災活動に多大な貢献をしている人・団体 ・ボランティア除雪 ・セーフティスタッフ, 交通安全団体や〇〇を良くする会など
2	保健衛生又は社会福祉の増進に尽くしたもの	◎永年(個人 5 年,団体 10 年程度)にわたる保健衛生指導, 障がい者や要支援者等の援助など福祉的模範行為	◎保健衛生団体, 社会福祉団体, 自治会などの保健衛生, 医療関係等の功労 ◎区民の健康増進や介護福祉等の功績 ◎区民による援助ボランティア等	・自治会の一人暮らし見守り活動 ・障がい者雇用の推進企業 ・老人慰問等のボランティア団体
3	道路, 河川, 港湾, 公園その他公共施設の設置又は維持管理に尽くしたもの	◎永年(個人 5 年,団体 10 年程度)にわたり公共施設の維持管理を行っている者・団体 ◎公共施設に物件又は土地を無償または著しい低価による長期間(10 年程度)の使用提供	◎ボランティアにより公共施設の維持管理に貢献した者・団体 ◎有償であっても著しい低価により永年にわたる貢献, 功労があった者・団体	・ボランティアの公園清掃など 〇〇を守る会など ・自治会共有地などを公共施設へ無償貸与
4	前各号に掲げるもののほか, 特に感謝状を贈呈することが必要と認められるもの	◎審査会により必要と認めるもの	◎永年, 日常的に継続している行いや活動が区民の模範や区民に刺激・感動を与えている者・団体 ◎行動・活動が区民に大きく良好な反響を与えた者・団体	・区民の模範行為が報道等により社会に大きな反響を与えた場合など

※自治会長・民生委員活動を推薦理由とするものについては、現職は対象外とします。(元職は推薦可能)

ただし、現職でもその職務と関係のない活動（ボランティア活動など）を推薦理由とする場合は推薦可能です。